新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書

岡山県知事(以下「甲」という。)と

(医) 知水会長尾外科 長尾整形外科リハビリテーション科

院長 長尾 知之

(以下「乙」という。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第36条の3第1項に基づき、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

- 第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を別紙のとおり 講ずるものとする。
 - 一 病床の確保(患者を入院させ必要な医療を提供)
 - 二 発熱外来の実施
 - 三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察
 - 四 後方支援
 - 五 医療人材派遣

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速 かつ適確に講ずるため、個人防護具は、別紙のとおり、乙が備蓄する。

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条の規定による措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が 乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が 発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

- 2 甲は、第3条第1号又は第2号に規定する措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の 発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するた めの措置として県基準を満たすものを講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講 じたと認められる日の属する月の収入額が、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延前 の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給す る措置(流行初期医療確保措置)を行うものとする。
- 3 前条の規定による措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において 新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用 に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

- 第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、 国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を 得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。
- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の規定による要請に備えて、必要な準備を行うもの とする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

- 第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の規定による措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものと

する。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施 にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施、又 は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議 し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通 を保有するものとする。

令和 6 年 9 月 25 日

- 甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県知事 伊原木 隆太
- 乙 岡山県井原市西江原町 8.6 7番地 1 (医) 知水会長尾外科 長尾整形外科リハビリテーション科 院長 長尾 知之 保険医療機関番号:0710052

1 乙が協定第3条に基づき講じる医療措置は次のとおりとする。

一 病床の確保(患者を入院させ必要な医療を提供)

	は石を八元の世の安は四			
対応時期	流行初期(新型インフルエンザ等感染		流行初期以降(新型インフルエンザ等	
(目途)	症等に係る発生等の公表	が行われてか	感染症等に係る発生等の公表が行われ	
	ら3か月程度)の対応		てから6か月以内に整備)	
対応の内容	床		床	
	うち、重症患者用	床	うち、重症患者用	床
	うち、精神疾患患者用	床	うち、精神疾患患者用	床
	うち、透析患者用	床	うち、透析患者用	床
	うち、妊産婦用	床	うち、妊産婦用	床
	うち、小児用	床	うち、小児用	床
	うち、障害児者用	床	うち、障害児者用	床
	うち、認知症患者用	床	うち、認知症患者用	床
	うち、がん患者用	床	うち、がん患者用	床
	うち、外国人用	床	うち、外国人用	床
即応化の期間	甲からの要請後速やかに	(1週間以内	甲からの要請後速やかに	(2週間以内
	を目途に)即応化すること。		を目途に)即応化すること。	

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、平時から後方支援医療機関等との連携を確認しておくこと。

二発熱外来の実施

_	>=\(\text{N} \big \rightarrow		
	対応時期	流行初期 (新型インフルエンザ等感染症	流行初期以降(新型インフルエンザ等感
	(目途)	等に係る発生等の公表が行われてから	染症等に係る発生等の公表が行われてか
		3か月程度)の対応	ら6か月以内に整備)
	対応の内容	外来受診対応可能(人数: 5 人/日)	外来受診対応可能(人数: 5 人/日)
		検査の実施可能(件数: 人/日)	検査の実施可能(件数: 人/日)
		□小児の受入可能	□小児の受入可能
		☑かかりつけ患者以外も受入可能	☑かかりつけ患者以外も受入可能

- ※ 検査の実施能力については、核酸検出検査であって、医療機関内で検体の採取及び検査 の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提 とする。
- ※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期	流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから
(目途)	6 か月以内に整備)
対応の内容	自宅療養者への医療提供
	☑電話/オンライン診療が可能
	□往診が可能
	□かかりつけ患者以外も受入可能
	宿泊療養者への医療提供

☑電話/オンライン診療が可能
□往診が可能
□かかりつけ患者以外も受入可能
障害者施設療養者への医療提供
☑電話/オンライン診療が可能
□往診が可能
□かかりつけ患者以外も受入可能
高齢者施設療養者に対する医療提供
☑電話/オンライン診療が可能
□往診が可能
□かかりつけ患者以外も受入可能

四 後方支援

対応時期	流行初期(新型インフルエンザ等感染	流行初期以降(新型インフルエンザ等感
(目途)	症等に係る発生等の公表が行われてか	染症等に係る発生等の公表が行われて
	ら3か月程度)の対応	から6か月以内に整備)
対応の内容	□新型インフルエンザ等感染症等を受	□新型インフルエンザ等感染症等を受
	け入れる医療機関から感染症患者以外	け入れる医療機関から感染症患者以外
	の患者の受入が可能	の患者の受入が可能
	□回復患者の転院受入が可能	□回復患者の転院受入が可能

五 医療人材派遣

対応時期	流行初期以降(新型インフルエン	ザ等感染症等に係	る発生等の	公表が行われてか
(目途)	ら6か月以内に	整備)			
対応の内容	• 医師:	人			
	(うちDMAT:	人、DPAT:	人、OCIT:	人)	
	・看護師:	人			
	(うちDMAT:	人、DPAT:	人、災害支援	ナース:	人、
	OCIT:	人、搬送コーラ	ディネーター:	人)	
	その他(感染・	管理専門家等):	人		
	(うちDMAT:	人、DPAT:	人、OCIT:	人)	

- ※ DMAT等については、DMAT等協定(改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定)を 参照。
- 2 乙が協定第4条に基づき備蓄する個人防護具は次のとおりとする。

(乙における2ヶ月分の使用量)

サージカル	N95マスク	アイソレーショ	フェイスシール	非滅菌手袋
マスク		ンガウン	ド	
1,000 枚	1,000 枚	100 枚	100 枚	1,000 枚

協定指定医療機関指定同意書・指定医療機関基準適合報告書 (病院・診療所)

令和 6 年 9 月 25 日

岡山県知事 殿

開設者所在地 法人の場合は主たる事務所の 所在地	岡山県井原市西江原町867番地1	
開設者名 法人の場合は名称及び代表者 の役職及び氏名	理事長 長尾 知之	

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114号) 第38条第2項の規定により、下記の医療機関が

第二種協定指定医療機関の指定を受けることに同意します。☑

(2) 下記の医療機関は、指定医療機関基準に適合していることを報告します。 ☑

医療機関所在地	岡山県井原市西江原町867番地1	
医療機関名	(医)知水会長尾外科 長尾整形外科リハビリテーション科	

参考:指定医療機関基準

種類	第一種協定指定医療機関	第二種協定指定医療機関		
協定の内容	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供	
· 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施可能であること。				
・患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。				
指定基準	等発生等公表期間において、両 山県知事からの要請を受けて、 新型インフルエンザ等感染症若 しくは指定感染症の患者又は新 感染症の所見がある者を入院さ		・新型インフルエンザ等感染症 等発生等公表期間において、岡 山県知事からの要請を受けて、 外出自粛対象者に対してオンラ イン診療等の医療を提供する体 制が整っていると認められるこ と。	

岡山県指令保医第 539 号 (住所) 岡山県井原市西江原町867番地1 (開設者名) 理事長 長尾 知之 (医療機関名) (医) 知水会長尾外科 長尾盤形外科リハビリテーション科

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」 第38条第2項の規定により、貴医療機関を 第二種協定指定医療機関 に指定します。

令和6年9月25日

岡山県知事 伊原木隆太

協定にかかる同意書

令和 6 年 9 月 25 日

岡山県知事 殿

- (1)医療措置協定書および協定指定医療機関指定書には公印の押印を省略する事を 同意いたします。
- (2) 医療措置協定協議用回答フォームに入力した内容に基づき、岡山県と協定を締結いたします。 ☑
- (3) 感染症法第36条の3第5項の規定により、岡山県のホームページに協定を締結した医療機関名・締結した協定の内容を公表する事を同意いたします。☑

医療機関所在地	岡山県井原市西江原町867番地1
医療機関名	(医) 知水会長尾外科 長尾整形外科リハビリテーション科
医療機関の管理 者名	院長 長尾 知之
開設者所在地 法人の場合は主たる 事務所の所在地	岡山県井原市西江原町867番地1
開設者名 法人の場合は名称及 び代表者の役職及び 氏名	理事長 長尾 知之